

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	土木総務課	R7沖縄建設産業グローバル化支援業務	令和7年10月30日	8,052,000	株式会社中央建設コンサルタント	沖縄県浦添市宮城五丁目12番11号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は的確性・実現性等に優れ、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
2	道路街路課	令和7年度道路交通センサス業務委託(その3)	令和7年10月20日	4,345,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、令和7年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)の一環として行われる一般交通量調査のうち、「道路状況調査」を実施するものである。 「道路状況調査」は、県管理道路147路線すべてが調査対象となっており、箇所が膨大なことから、道路台帳等の公共施設の情報が一元管理された「OCTC公共施設情報管理システム」により作業を行う必要がある。 「OCTC公共施設情報管理システム」は、公益財団法人沖縄県建設技術センターが著作権・所有権を有しており、当該システムを使用できるのは同センターのみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。	特命随意契約
3	道路街路課	令和7年(行ウ)第17号損失補償請求事件の訴訟委託	令和7年11月19日	7,000,000	弁護士法人ひかり法律事務所	沖縄県那覇市前島2丁目9番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は損失補償請求事件の訴訟代理人を委託するものである。 県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟事件について専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることが必要である。 契約の相手方は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理解と協力を得ることができるとし、本訴訟の代理人として選任を行ったものである。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	河川課	河川情報基盤 整備業務委託 (R7-2)	令和7年 10月16日	14,971,000	富士通Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括 部(沖縄)	沖縄県那覇市久茂地1- 12-12	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本業務は、沖縄県河川情報システムにおいて、ファイアーウォールの設備更新を行う業務である。 同システムは、一体的な機能発揮が求められる密接不可分な関係にあり、システム等の開発者と同一の者に作業を履行させなければ、既存システム及び設備等の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあることから、システムの開発者である「富士通Japan株式会社」との特命随意契約とした。	特命随意 契約
5	河川課	河川情報基盤 整備業務委託 (R7-1)	令和7年 10月28日	54,010,000	沖縄パナソニック特機株 式会社	沖縄県那覇市西2丁目15 番1号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本業務は、沖縄県河川情報システムにおける河川映像サブシステムのサーバー更新及び無停電電源装置等の設備更新を行う業務である。 同システムは、一体的な機能発揮が求められる密接不可分な関係にあり、システム等の開発者と同一の者に作業を履行させなければ、既存システム及び設備等の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあることから、システムの開発者である「沖縄パナソニック特機株式会社」との特命随意契約とした。	特命随意 契約
6	海岸防災 課	令和7年度 土 砂法基礎調査 照査業務委託	令和7年 11月4日	3,652,000	(一財)砂防フロンティア 整備推進機構	東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館	第167条の2 第1項第2号	土砂災害防止法に基づく基礎調査は、土砂災害から生命及び身体を保護するため、土石流や急傾斜地の崩壊、地すべりの各現象の流体力や衝撃力を算出し、私権制限の生ずる特別警戒区域等を設定するものであり、指定区域が県民の生命及び身体の保護に深く関わることからその信頼性が強く求められる。区域照査にあたり、当該法人は令和6年3月までに全国で125,428箇所の実績を有しており、また、公益財団法人砂防学会とも協力をしている。 上記より、業務を遂行する技術力、情報、知識を有している唯一の機関であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	空港課	南大東空港誘 導路・エプロン 等改修工事(R 7-2)	令和7年 10月17日	434,005,000	(株)丸憲・(有)牧野建設 特定建設工事共同企業 体 ①(株)丸憲 ②(有)牧野建設	①沖縄県那覇市泉崎1- 16-5 ②沖縄県那覇市小禄5- 8-12	第167条の2 第1項第8号	2度一般競争入札に付したが、1度目は応札 者がなく入札不調、2度目は1社入札に応じた ものの、予定価格超過となり落札業者がいな かった。 そのため、2度目の入札に応じた業者と見積 合わせにより、随意契約による契約締結を行っ た。	特命随意 契約
8	首里城復 興課	松崎馬場園路 整備設計業務 (R7)	令和7年 10月3日	6,358,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1- 2-20	第167条の2 第1項第2号	当該場所は、過去に発掘調査を複数回行っ ており、それを踏まえた園路整備実施設計を 当該事業者にて令和5年度に行っている。令 和6年度トイレ施工時に試掘および発掘調査を 行っており、文化財や遺構の状況を把握し、保 護するための専門的な検討も必要である。 また、松崎馬場園路整備工事を発注している ため、施工変更範囲の有無など、工事を止め ずに設計を進めるためには、当該設計者以外 では、迅速かつ円滑な業務遂行は困難である ことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
9	首里城復 興課	首里城公園駐 車場の小型車 受入れ状況の 可視化業務	令和7年 11月28日	4,840,000	OTS MICE MANAGEMENT 株式会 社	沖縄県那覇市金城1丁目 12-17 2F	第167条の2 第1項第2号	本業務は、首里城公園駐車場の小型車受入 れ状況の可視化を行う業務である。 首里城公園駐車場はバスと小型車が併用運 用されているのに加え、バスは予約制を導入し ており、当該事業者のシステムで予約を行っ ている。今回改修はバス予約システムと連動さ せ一体的な機能発揮が求められ密接不可分 な関係にある。 そのため、システムを構築した当該事業者に 履行させなければ、障害発生時の対処に支障 を生じ、契約目的の達成が困難となることか ら、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	首里城復興課	首里城公園駐車場小型車予約システムの見据えた実証実験事業	令和7年 12月9日	10,452,420	OTS MICE MANAGEMENT 株式会社	沖縄県那覇市金城1丁目 12-17 2F	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、首里城公園駐車場の小型車の予約制導入を見据えた実証実験を行う業務である。</p> <p>首里城公園駐車場はバスと小型車が併用運用されているのに加え、バスは予約制を導入しており、当該業者のシステムで予約を行っている。小型車の予約制導入に関しては既存のバス予約システムと連動させ一体的な機能発揮が求められ密接不可分な関係にある。</p> <p>そのため、システムを構築した当該事業者に履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、契約目的の達成が困難となることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
11	首里城復興課	首里城公園周辺のデジタルマップ導入業務	令和7年 12月10日	9,737,200	SCSK 株式会社	東京都江東区豊洲3-2 -20豊洲フロント	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、首里城公園周辺のデジタルマップ導入を行う業務である。</p> <p>首里城公園周辺のデジタルマップについては、当該事業者が実証実験で実施したWEBサービス「首里コレ」を踏まえ本運用を予定している「首里城アプリ」の一部機能としての導入を行う。</p> <p>そのため、首里城アプリと連動させ一体的な機能発揮が求められることから、システムを構築した当該事業者に履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、契約目的の達成が困難となることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	首里城復興課	首里城公園における時間制 入場管理システム導入業務	令和7年 12月16日	76,780,000	株式会社グッドフェローズ・ 沖縄JTB株式会社共同企業体	代表者 株式会社グッドフェローズ 東京都武蔵野市中町1- 15-5 三鷹Renolikeビル 7階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、大規模な集客施設における入場管理システムに関する豊富な知識や専門的な技術が要求されることから、技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると考えられ、よってプロポーザル方式による発注方式を採用とし、公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は導入システムの信頼性や実績に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
13	首里城復興課	中城御殿外構 (スロープ・擁壁・階段)設計 業務	令和7年 12月24日	5,379,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1- 2-20	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、中城御殿エリア外構部分の、正門及び副門前スロープに付随する擁壁、正門及び脇門階段に付随する擁壁、機械室部分の擁壁について設計を行う業務である。なお、業務を行うには、「中城御殿跡地整備検討委員会」を踏まえた検討が必要である。</p> <p>今回設計を実施する箇所は、現在工事中の中城御殿エリア新築工事と密接に関連し、建物、設備埋設配管との取合いの検討も必要となっている。</p> <p>また、敷地北側や上之御殿に近接する箇所では、文化財や遺構の状況を把握し、影響を与えないように専門的な検討も必要である。</p> <p>これまで中城御殿全体の設計検討を実施し、現場の状況及びこれまでの経緯を相当熟知しており、現在中城御殿エリア新築工事の監理業務に携わり現場の状況を十分把握している左記業者以外では、迅速かつ円滑な業務遂行は困難である。</p> <p>上記理由により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	首里城復興課	中城御殿正門等設計業務	令和7年 12月26日	8,910,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、中城御殿エリア外構部分の、正門・副門・中門・脇門について往時の姿で再現する設計を行う業務である。なお、業務を行うには、「中城御殿跡地整備検討委員会」を踏まえた検討が必要である。</p> <p>中城御殿全体で、外観再現を実施することとなっており専門的な知識及び設計が必要である。今回設計を実施する箇所も外観を往時の姿で再現する計画となっている。また、過去に下記設計者において実施した中城御殿跡地整備検討業務にて調査検討し、基礎となる図面作成が行われている。</p> <p>これまで中城御殿全体の計画検討、基本・実施設計を実施し、これまでの経緯を相当熟知しており、現在は中城御殿エリアの監理業務にも携わっているため、現場の状況を十分把握しており専門的な知識もある下記業者以外では、迅速かつ円滑な業務遂行は困難である。</p> <p>上記理由により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。</p>	特命随意契約
15	建築指導課	令和7年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務	令和7年 11月6日	7,052,100	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市西洲2丁目6番地6	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。</p> <p>そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左記の者を契約の相手方として選定した。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	建築指導課	令和7年度開発許可登録簿及び大規模既存集落図面の電子化業務委託	令和7年11月12日	935,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)では、道路、河川など個別システムで管理する公共土木施設台帳を建設技術センターが構築した「OCTC公共施設情報管理システム」に統合し、一元管理することで、県民の安全・安心を確保するとともに、県・市町村の経済的かつ効率的な維持管理業務を支援している。 当該業務においても平成28年度より「OCTC公共施設情報管理システム」を活用し、電子化資料の登録・情報共有などを図ってきた。行政サービスの向上や業務の効率化ためには、今後も既存システムへの継続的な情報の蓄積・共有及び更新が必要となる。 以上より、「OCTC公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権を有する建設技術センターと随意契約を締結するものである。	特命随意契約
17	住宅課	沖縄県住生活基本計画基礎調査業務	令和7年12月3日	10,417,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
18	住宅課	令和7年度空き家利活用モデル計画策定等業務	令和7年12月4日	7,887,000	ランドブレイン株式会社 沖縄事務所	沖縄県那覇市松尾一丁目19番27号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式にて、広く公募を行ったところ1社の応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は優れた成果を期待できると評価されたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	施設建築課	沖縄県工業技術センター空調設備改修工事(実験棟)監理業務	令和7年11月4日	2,057,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2第1項第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事は、建物に職員が居ながら実施する執務並行工事であり、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される空調、換気等の劣化や、敷設される配管等の設備機器の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化し、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>左記相手方は、同施設の今回発注した空調設備改修工事(実験棟)の設計業務及び昨年度の空調節改修工事(研究棟2工区)の監理業務を担当したことから、施設管理者との調整内容及び施設の劣化状況及び職員の業務内容について熟知しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するため、左記1者から見積書を取るものとしたい。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	施設建築課	久米島高校特別教室棟改築工事(解体)監理業務	令和7年11月5日	2,640,000	(株)渡久山設計	沖縄県浦添市牧港2丁目8番4号	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、久米島高校 旧特別教室棟の解体工事に係る監理業務である。</p> <p>本工事は、学校施設の運営をしながらの工事となっていて、設計段階では予期し得なかった事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められる。</p> <p>以上のことから、本工事では各種条件などの制約が複数ある。</p> <p>左記相手方は本工事の設計業務を担当していて、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するものとし、左記相手方を随意契約の相手方とし、1者からの見積り徴取としたい。</p>	特命随意契約
21	北部土木事務所	北部管内河川浚渫除草業務委託(R7その3)	令和8年10月31日	26,400,000	(有)陽功建設	沖縄県国頭村字浜80	第167条の2第1項第8号	<p>本業務は、北部土木事務所管内における緊急浚渫推進事業対象河川の除草作業を行うものである。</p> <p>当初、一般競争入札にて発注し、入札及び再入札を行ったが不落となり落札者がいなかった。そのため、第8号を適用し、最低額を入札した陽功建設を相手方とした。</p>	特命随意契約
22	北部土木事務所	田名野甫線道路台帳調書作成業務委託(R7)	令和7年11月10日	2,112,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、県道田名野甫線の道路台帳図作成に関わる、道路台帳調書関連照査及び道路台帳調書作成を行う業務である。</p> <p>道路台帳の調書については、沖縄県建設技術センターが一元管理を行っており、今回業務においても、道路管理上必要となることから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
23	北部土木事務所	伊差川線道路台帳調書作成業務委託(R7)	令和7年11月19日	2,178,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、都市計画街路3・4・4号伊差川線の道路台帳図作成に関わる、道路台帳調書関連照査及び道路台帳調書作成を行う業務である。</p> <p>道路台帳の調書については、沖縄県建設技術センターが一元管理を行っており、今回業務においても、道路管理上必要となることから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	中部土木 事務所	R7-2宇地泊 川災害復旧工 事(R6年災4 号)	令和7年 12月25日	10,263,000	(有)幸地建設	沖縄県沖縄市美里6丁目 3番8号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、宜野湾市真栄原地内の宇地泊川 における河川護岸の災害復旧工事である。 本工事は、令和6年9月及び令和7年7月の大 雨により損壊した護岸等の復旧を行うものであ る。現状は暫定な形状で応急対応により処置 しており、河川護岸として有すべき機能及び性 能を回復していない状態にあった。 また、令和7年11月の大雨により既被災箇所 の上下流においても護岸天端コンクリートのひ び割れや土砂の吸出し及び護岸のはらみ出し が確認されており、護岸の損壊が拡大する危 険があった。 これ以上の護岸損壊は隣接する道路機能に影 響を及ぼす恐れがあり、安全な通行の確保や 住民生活の早期の回復等の観点から、本来の 性能を有する河川護岸を構築するための本復 旧工事の早期実施が必要であった。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1 項第5号の規定に基づき、沖縄県中小建設業 協会の推薦により随意契約を締結した。	特命随意 契約
25	中部土木 事務所	中城公園内文 化財調査業務 委託(R7)	令和7年 10月30日	3,542,000	中城村	沖縄県中頭郡中城村字 当間585番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県営中城公園整備事業に伴う埋蔵 文化財「小那覇屋取散布地」の記録保存のた めの発掘調査である。 文化財調査については、沖縄県教育委員会が 定めた「沖縄県埋蔵文化財発掘調査基準」の 第4条第5項により、県または市町村教育委員 会が行うことを原則としている。 よって、当該文化財を所管する中城村教育委 員会と「県営中城公園整備事業に係る埋蔵文 化財(小那覇屋取散布地)の取扱いに関する 協定書」第5条第1項に基づき特命随意契約を 締結した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)風向風速 計観測転送装 置更新業務委 託(R7)	令和7年 12月19日	3,410,000	(株)琉電コントロール	沖縄県宜野湾市字我如 古422番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務で更新する風向風速計は、新港地区へ寄港する貨物船やクルーズ船の航行安全対策について検討された「中城湾港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会」において設置が求められた機器である。 観測機器はNTTドコモの3G回線を利用しているが、令和8年3月31日でサービスが終了し、4G・5G通信回線のサービスへ以降するためシステムの更新が必要である。 当該観測システムは左記相手方が設計開発しており、システム仕様が専用のものである。搭載されているコンピューターには特殊なプログラムの組み込まれ、ソフトと連動している計測器の校正作業があり、仕様に沿った専門の知識と技術が必要である。既存の仕様理解が不十分な場合、システム停止やデータ破壊等の重大障害を発生させる恐れがあり、機器の保守点検を履行できず、管理業務に支障を来す可能性がある。 以上、特殊な技術を必要とする専門性の高い知識が要求されていること、システムの更新作業において既存システムの開発・保守点検・調整を行っていることを勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を締結した。	特命随意 契約
27	宮古土木 事務所	池間大橋電気 防食遠隔監視 装置改修工事 (R7)	令和7年 12月25日	770,000	株式会社ニューテック康 和 九州支店	福岡県福岡市中央区長 浜2丁目4番1号	第167条の2 第1項第2号	本工事は、池間大橋の電気防食遠隔監視装置の改修工事であり、既設設備を設置・運用している業者でなければ改修不可であることから株式会社ニューテック康和を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
28	宮古土木 事務所	宮古管内橋梁 点検支援業務 委託(R7)	令和7年 10月6日	1,694,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務で点検データを登録する「OCTC公共施設情報管理システム」は、(公財)沖縄県建設技術センターが著作権・使用権を保有するシステムであり、沖縄県随意契約ガイドライン「5-(2)-⑩-A 特定の者が有する排他的権利(特許権・著作権等)を必要とするもの」に該当するため、(公財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	宮古土木 事務所	平良下地島空 港線工事調整 会議業務委託 (R7)	令和7年 11月18日	1,045,000	株式会社大協企画コンサ ルタント	沖縄県宮古島市平良字 西里1298番地2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、平良下地島空港線道路改良工事(R7)について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
30	宮古土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R7-2)	令和7年 12月25日	968,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報に接することとなるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない業務である。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、(公財)沖縄県建設技術センターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約